

自転車に対する 交通反則通告制度（青切符） が適用されます！

対象となる違反行為は

113種類

取締りの対象は

16歳以上



かごバトくん

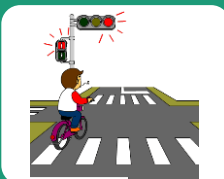
令和8年
4月1日
から

反則行為の一例と反則金の額



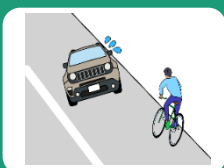
携帯電話の使用等（保持）

12,000円



信号無視

6,000円



車道の右側通行

6,000円



一時不停止

5,000円

歩道通行 認められるケース

- 1 道路標識や道路標示で歩道通行可能とされている
- 2 13歳未満・70歳以上・一定程度の身体障害のある人
- 3 車道の交通量が著しく多い・車道の幅が狭いなどやむを得ない場合

歩道通行 取締りの対象

- 1 悪質・危険な行為
（スピードを出して歩道通行し、歩行者を驚かせ立ち止まらせた場合など）
- 2 警察官の警告に従わず歩道通行を続けた場合

反則金 6,000円

ヘルメットを着用しましょう！

ヘルメットはあなたの命を守ります。
自転車に乗るときは、被害軽減に有効なヘルメットを
着用しましょう。



さくらロールちゃん

警察庁ホームページ掲載
自転車ルールブック



鹿児島県警察